

青森県行財政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 青森県における行財政改革を推進し、財政の健全性確保を図りながら、社会経済情勢の変化や新たな課題に対応したより簡素で効率的かつ効果的な行政運営を確立するため、青森県行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、青森県の行財政改革の推進に関する重要事項について調査審議し、青森県行財政改革推進本部に意見を述べる。

また、青森県行財政改革大綱の推進状況について、青森県行財政改革推進本部に必要な助言等を行う。

(委員)

第3条 委員会の委員は、12名程度とする。

- 2 委員は、県政について優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(小委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部行政経営推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年1月30日から施行し、平成26年3月31日に廃止する。
- 2 青森県行政改革推進委員会設置要綱は、廃止する。